

# 野辺地町DX推進計画

令和7年3月  
青森県野辺地町

## 目 次

1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 国の動向	2
5. 町の現状と課題	3
6. 推進体制	4
7. 目標と基本方針	5
8. 個別施策の概要	6
用語集	8

## 1. 計画策定の目的

近年のスマートフォンの急速な普及、ネットワークの高速・大容量化、AI<sup>※</sup>や IoT<sup>※</sup>といった新たな技術・サービスの登場など、デジタル技術が著しく進展する中、これらの技術革新を的確に把握し、行政サービスの向上に努めていく必要があります。

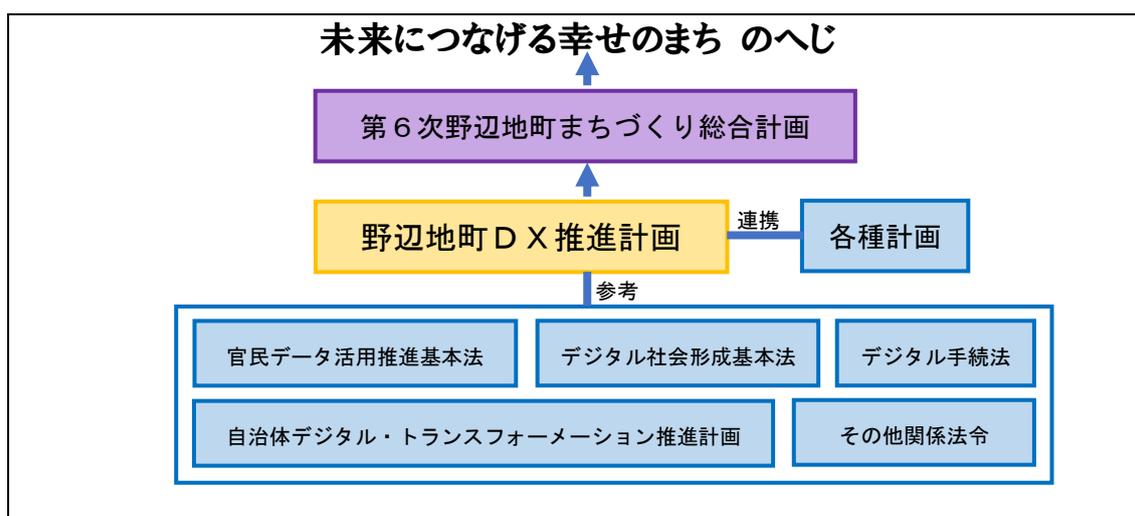
国においては、今般の新型コロナウイルス感染症対応において、煩雑な手続や給付金支給作業の遅延による住民サービスの低下、書面・押印・対面の必要性の見直しなど、デジタル化の課題が社会問題として認知されたことを踏まえ、これらの課題を根本的に解決するため、大胆な規制改革の突破口としてデジタル庁を発足したほか、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、目指すべきデジタル社会のビジョンが示されました。

当町では、このビジョンの実現に向けて、国のデジタル化に対する方針や自治体の DX<sup>※</sup>化への推進要請等を踏まえ、当町における DX 推進に向けた方針、関連する取組を取りまとめた「野辺地町 DX 推進計画」を策定し、利用者目線に立った住民サービスの向上や行政事務の効率化を推進してまいります。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、町の最上位計画である「第6次野辺地町まちづくり総合計画」に掲げる将来像「未来につなげる幸せのまち のへじ」の実現に向け整合性を図るとともに、国・県の方針等を踏まえ、当町の ICT<sup>※</sup>を活用した取組をさらに推進するための計画として位置づけます。

また、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の規定に基づく、当町の「市町村官民データ活用推進計画」としても取り扱うものとします。



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度を初年度とし、上位計画である「第6次野辺地町まちづくり総合計画」の最終年である令和12年度までの6年間とします。

ただし、国が定める施策との整合・連携を図る必要があることから、国の「自治体DX推進計画」の終期である令和7年度時点と、本計画の中間年である令和9年度時点において必要に応じて見直しを行います。

また、当町を取り巻く情勢の変化やICTをめぐる技術の進展及び国・県の動向により、当方針に大きな影響を与える変化が生じる場合は、方針の期間及びその内容について柔軟に見直しを行います。

### 4. 国の動向

近年、世界中でICTが急速に高度化しソーシャルメディア<sup>\*</sup>や動画配信等多様なサービスが提供されるようになりました。また、ICTは社会・経済活動のインフラとして浸透し、防災、医療、教育など様々な分野において不可欠なものとなっています。

国では、これまでも急速な少子高齢化や人口減少社会などの課題に対応するため、社会における官民データの活用を推進するなど、ICTの活用を推進してきましたが、新型コロナウイルス感染症への対応や人口減少社会へ向けた必要性から、令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」、「デジタル・ガバメント実行計画」を閣議決定、総務省では計画を実現するための「自治体DX推進計画」を策定し、地方と一体となって着実に進めていくこととされました。

さらに、令和3年5月にデジタル改革関連法を成立させ、これにより地方公共団体の責務として、「国の理念にのっとりデジタル社会の形成に関して自主的な施策を策定、実施する」ことが明記されました。

(主な国の動き)

#### (1) 官民データ活用推進基本法

平成28年12月、急速な少子高齢化などの課題に対応するため、官民が保有する多様なデータを効果的に活用することを目的とした「官民データ活用推進基本法」が公布・施行されました。

これにより、官民が保有するデータを活用した新ビジネスの創出や、データに基づく行政、医療介護、教育などの効率化が推進されることとなりました。

#### (2) デジタル手続法

令和元年12月、ICTを活用し行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るための「デジタル手続法」が施行されました。

これにより、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項が定められるとともに、行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策が示され、次の3原則が規定されました。

① デジタルファースト	個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
② ワンスオンリー	一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
③ コネクテッド・ワンストップ	民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

### (3) デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針、デジタル・ガバメント実行計画、自治体 DX 推進計画

令和 2 年 12 月、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

さらに、このビジョンを実現するために「デジタル・ガバメント実行計画」の改定と「自治体 DX 推進計画」の策定がなされました。これにより、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であるとされ、行政サービスのデジタル化による利便性向上や業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくため、地方公共団体において取り組むべき 6 つの重点取組事項が示されました。

その後、令和 6 年 2 月の改定により、重点取組事項が 7 つとなりました。

<自治体 DX 推進計画における重点取組事項>

- ① 自治体フロントヤード改革\*の推進
- ② 自治体の情報システムの標準化・共通化
- ③ 公金収納における eLTAX\*の活用
- ④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ⑤ セキュリティ対策の徹底
- ⑥ 自治体の AI・RPA\*の利用促進
- ⑦ テレワーク\*の推進

### (4) デジタル改革関連法

令和 3 年 9 月に、「デジタル改革関連法」の 6 つの法律が施行され、デジタル庁の新設とともに個人情報保護制度の見直しや、マイナンバーの活用推進等、その利用に努める組織体制が整いました。

<デジタル改革関連法>

- ① デジタル社会形成基本法
- ② デジタル庁設置法
- ③ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律
- ④ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
- ⑤ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
- ⑥ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

## 5. 町の現状と課題

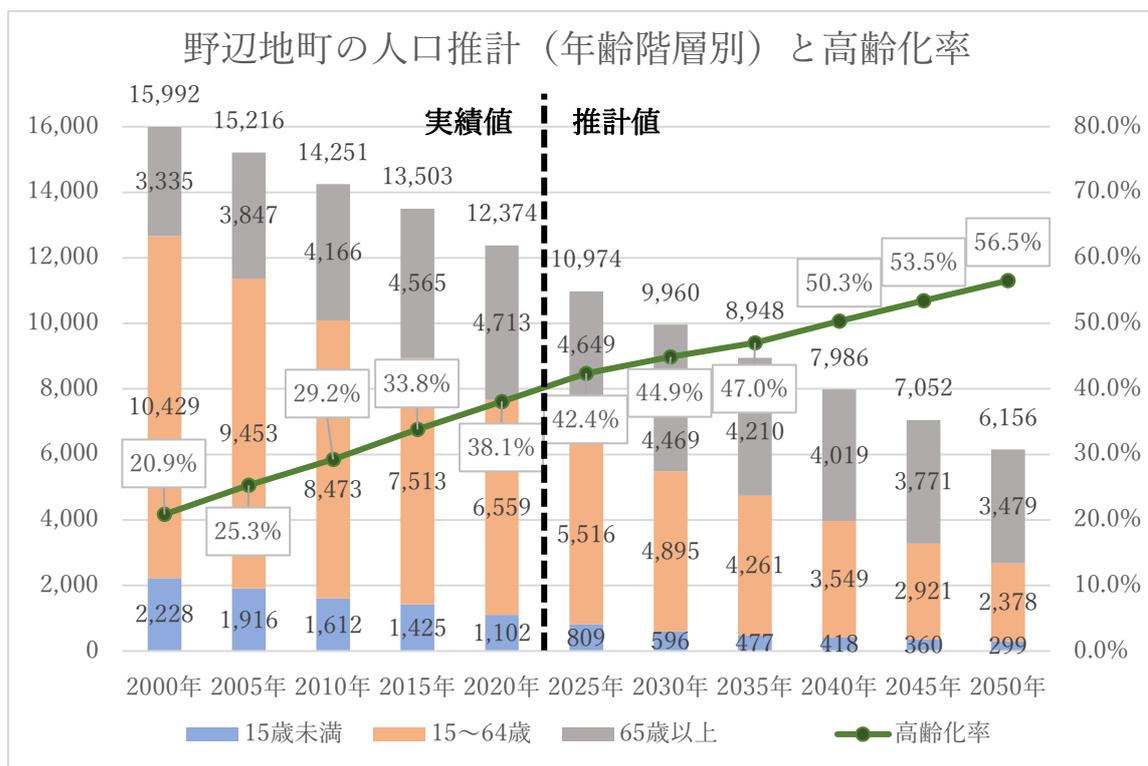
当町の人口は年々減少しており、今後も減少傾向が続くことが予測されています。

令和 22 年（2040 年）には高齢化率が 50%を超える推計となっており、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の割合が極度に減少した場合、農業や漁業の縮退などにより経済規模が縮小するほか、商業などの各種民間サービス、行政サービスの低下、医療費や社会保

障費など住民負担の増大、コミュニティの衰退等が懸念されます。

行政においても労働力の絶対的な不足は避けられず、新たな自治体行政の在り方として、ICTを活用し少ない職員数でも自治体の担う機能を発揮できる仕組みを備え、人口減少・少子高齢化における多様な行政ニーズに対応できるよう行政の変革が求められています。

今後、持続可能な形で行政サービスを提供し続けるためには、行政内部の効率化、省力化を図り、企画立案など「職員」でなければできない業務に注力できる体制への転換を図っていく必要があります。



資料) 総務省統計局「国勢調査」(2000年～2020年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2025年～2050年)

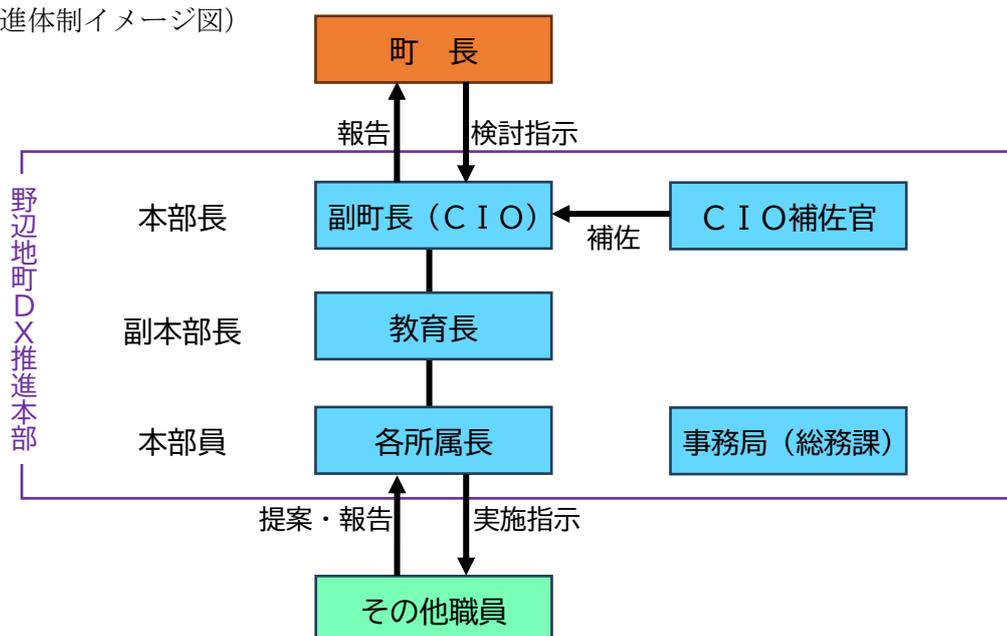
## 6. 推進体制

DXの推進は、全庁的な連携と協力が不可欠で、本計画を強力に推進するためには、分野横断的かつ戦略的にICTを活用した施策・事業に取り組む必要があることから、副町長をCIO\*（最高情報統括責任者）とする庁内横断組織「野辺地町DX推進本部」を組織します。

CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等については、外部人材の活用を積極的に検討します。

社会情勢や技術の発展などの急速な変化に対しては、状況の変化を的確に把握し、変化に応じて方針を見直すなど、臨機応変に対応します。

(推進体制イメージ図)



## 7. 目標と基本方針

DX とは、デジタル技術とデータの活用を推進し、サービスの利便性を向上させ、人々の生活をあらゆる面でよりよい方向へ変化させることです。

社会情勢が変化していく中で、デジタル技術とデータの活用を推進し、住民の誰もがデジタル化の恩恵や利便性を享受でき、新たな価値が創出される地域社会を実現するため、本計画では次の3つの基本方針を掲げ、DX 推進に向けた取組を展開していきます。

### 基本方針1 デジタル化による町民サービスの向上

- ◎1-1 フロントヤード改革の推進
- ◎1-2 公金収納における eTAX の活用
- ◎1-3 マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- 1-4 デジタルデバイド\* (情報格差) 対策
- 1-5 SNS\*等を活用した情報発信の強化

### 基本方針2 デジタル化による行政事務の効率化

- ◎2-1 情報システムの標準化・共通化
- ◎2-2 AI・RPA の利用推進
- 2-3 庁内 DX 化推進のための外部人材の活用

### 基本方針3 安全性の確保

- ◎3-1 セキュリティ対策の徹底
- 3-2 個人情報等の適正な取扱い
- 3-3 職員のデジタルリテラシー向上

「◎」は、自治体 DX 推進計画における重点取組事項

## 8. 個別施策の概要

### 1-1 フロントヤード改革の推進

現在、一部の申請においてマイナポータル<sup>※</sup>のぴったりサービス<sup>※</sup>や民間の電子申請システムを利用したサービスが行われていますが、今後もこのような行政手続きのオンライン化を推進します。

また多様な住民ニーズに応えられるよう、マイナンバーカードの基盤も活用し、行政手続のオンライン化だけでなく、書かない窓口やワンストップ窓口などの導入を検討します。

### 1-2 公金収納における eTAX の活用

令和5年6月16日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、遅くとも令和8年9月までに eTAX を活用した公金収納を開始することとされました。

当町は、地方税の納付について eTAX を活用した電子納付を行っていますが、その他の公金についても、eTAX を活用した電子納付が行えるよう、関係課が連携して、システム改修等を行います。

### 1-3 マイナンバーカードの普及促進・利用の推進

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも確実・安全に本人確認・本人認証ができ、デジタル社会の基盤となるものであるとされています。

当町のカード保有率は74.6%であり国の74.8%とほぼ同じとなっています。（令和6年8月末現在、総務省「マイナンバーカードの申請・交付・保有状況」より）

今後も、出張申請窓口や休日交付の取組を継続し、申請・交付体制を維持します。

### 1-4 デジタルデバイド（情報格差）対策

当町では、光ファイバー通信網が整備されない地域に対し民間事業者が行う光ファイバー網の整備に対し、事業費の補助を行い通信網の格差解消に取り組んでおり、令和6年12月に解消されました。

今後は、デジタルに不慣れな住民もデジタル化の恩恵を広く受けられるよう、民間事業者が行う高齢者層を中心としたスマートフォンの使い方講習などに対する協力のほか、町独自で講習会を開催するなど、情報格差是正に取り組めます。

### 1-5 SNS 等を活用した情報発信の強化

近年、急速に普及しているSNSを広報・広聴のためのツールとして活用することにより、住民に行政情報がより届きやすい環境を構築します。

現在、町はSNSとしてフェイスブックを活用していますが、LINEなどの時代に合ったSNSの利用を検討するなど、様々な媒体を用いた情報発信を目指します。

### 2-1 情報システムの標準化・共通化

令和3年9月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、令和7年度末までに基幹系20業務システムを標準化した上で、原則としてガバメントクラウド<sup>※</sup>に移行させることとなりました。

ガバメントクラウドへの移行に向けて、全庁的・横断的な推進体制を整え、関連する基幹システムの標準化を進めます。

## 2-2 AI・RPA の利用推進

少子高齢化の進行や人口減少に伴う自治体職員の不足や税収の減少が進む中においても、行政サービスを維持・向上させるために、AI や RPA のデジタル技術の活用を検討します。

また、さらなる業務の効率化のため、ローコードツール\*やノーコードツール\*の導入を検討します。

## 2-3 庁内 DX 化推進のための外部人材の活用

デジタルを活用した行政サービスや業務効率化のためには、既存の業務を見直すための考え方やデジタル技術に関する知識・スキルが必要です。

内部の人材だけでは、十分な能力や経験を持つ職員を確保することが難しいため、外部の専門人材を活用し、庁内の DX 化を力強く推進します。

## 3-1 セキュリティ対策の徹底

急速なデジタル技術の進歩により、求められる適切なセキュリティ対策の徹底を図ります。

また、それらの変化に併せて、情報セキュリティポリシー\*を随時見直し、情報を守る取組を継続します。

## 3-2 個人情報等の適正な取扱い

個人情報及び特定個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等の関係法令を遵守し、適正に取扱います。

## 3-3 職員のデジタルリテラシー向上

DX 化を浸透させるためには、町職員のスキルアップが必要です。

専門家や外部人材を活用した、情報セキュリティ、個人情報保護、DX 化推進等の研修を実施し、デジタルリテラシーの向上を図ります。

【用語集】

用語	解説	出典・参考 (一部抜粋、要約あり)
AI (エー・アイ)	Artificial Intelligence (人工知能) の略。 コンピュータがデータを分析し、推論 (知識を基に、新しい結論を得ること) や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習 (情報から将来使えそうな知識を見つけること) などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。	株式会社キーエンス IoT 用語辞典
IoT (アイ・オー・ティ)	Internet of Things の略。 コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体 (モノ) に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。	IT 用語辞典 e- Words
DX (ディー・エックス)	デジタル・トランスフォーメーションのこと。 企業が外部エコシステム (顧客、市場) の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム (組織、文化、従業員) の変革を牽引しながら、第 3 のプラットフォーム (クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術) を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること。 なお、地方自治体が行う DX (自治体 DX) とは、地方自治体が IT やその他の最新技術を活用して業務効率化や生産性向上を進め、住民の利便性や行政サービスの維持・向上を目指す取組のこと。	世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 (令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) 株式会社インテック「自治体 DX とは? 成功につなげるためのポイント・先進事例を紹介」
ICT (アイ・シー・ティ)	Information and Communication Technology の略。 情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。 IT (Information Technology) もほぼ同義として用いられるが、ICT には通信を前提とする諸技術 (インターネットなど) という意味合いをもたせる場合や、IT を含むより包括的な概念とする場合もある。	IT 用語辞典 e- Words
ソーシャルメディア	インターネット上で展開される情報メディアのあり方で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディアのこと。狭義にはいわゆる「SNS」を指す。	IT 用語辞典 e- Words
RPA (アール・ピー・エー)	Robotic Process Automation の略。 人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。主に企業などのデスクワークにおけるパソコンを使った業務の自動化・省力化を行うもので、業務の効率化や低コスト化を進めることができる。	IT 用語辞典 e- Words
テレワーク	コンピュータや通信回線などを利用して、勤務先のオフィス以外の場所で仕事をする事。 広義には、出勤すべき決まった事業所がなく常に自宅や外出先で仕事をする事を含む。 英語では “telecommuting” (テレコミュティング) と呼ぶのが一般的。	IT 用語辞典 e- Words
CIO (シー・アイ・オー)	Chief Information Officer の略。 組織内の情報戦略のトップとして情報の取扱いや情報システム、情報技術 (IT) について統括する役員や責任者のこと。	IT 用語辞典 e- Words

用語	解説	出典・参考 (一部抜粋、要約あり)
デジタルデバイド	パソコンやスマートフォン、インターネットなどの情報技術（IT）に触れたり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差。 個人や集団の間に生じる格差と、地域間や国家間で生じる格差がある。	IT 用語辞典 e- Words
SNS（エス・エヌ・エス）	Social Networking Service の略。 人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といった共通点や繋がりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービスで、Web サイトや専用のスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができる。	IT 用語辞典 e- Words
ガバメントクラウド	デジタル庁が求める技術要件を満たす複数のクラウドサービスにより整備する、国・地方公共団体等が利用可能なクラウドサービスの利用環境のこと。	デジタル庁 重点 計画用語集
フロントヤード改革	行政手続のオンライン化だけでなく、書かない窓口、ワンストップ窓口など、住民と行政との接点（フロントヤード）を住民利便性の向上や業務の効率化のために改革すること。	総務省 自治体フ ロントヤード改革 に関する個別取組 事例集
eTAX（エル タックス）	地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。	総務省 eLTAX の 概要
マイナポータル	行政手続のオンライン窓口のこと。 所得・地方税、行政機関からのお知らせなど、必要な情報を確認できる。また、お住まいの地域のサービスや手続をパソコンやスマートフォンで簡単に検索でき、手続によってはそのまま申請できる。	デジタル庁 マイ ナポータル
ぴったりサービス	マイナポータルのサービスの一つで、インターネット経由で住民が行政手続に関する検索や電子申請を行うことができるサービスのこと。	デジタル庁 ぴっ たりサービススタ ートガイド
ローコード ツール(ロー コード開発 ツール)	ソフトウェア開発ツールの一つで、プログラミング言語によるコードをほとんど記述せずにソフトウェアの挙動や処理、操作画面などを作成することができるもの。 プログラミングなどに習熟していない人でも扱うことができる。 ノーコードツールよりも開発の自由度が高い。	IT 用語辞典 e- Words
ノーコード ツール(ノー コード開発 ツール)	ソフトウェア開発ツールの一つで、プログラミング言語によるコードを記述せずにソフトウェアの挙動や処理、操作画面などを作成することができるもの。 プログラミングなどに習熟していない人でも扱うことができる。 ローコードツールよりもプログラミングの専門知識が不要。	IT 用語辞典 e- Words
情報セキュ リティポリ シー	企業などの組織が取り扱う情報やコンピュータシステムを安全に保つための基本方針や対策基準などを定めたもの。広義には、具体的な規約や実施手順、管理規定などを含む場合がある。 地方公共団体における情報セキュリティは、各地方公共団体が保有する情報資産を守るにあたって自ら責任を持って確保すべきものであり、情報セキュリティポリシーも各地方公共団体が組織の実態に応じて自主的に策定するもの。	IT 用語辞典 e- Words 総務省 地方公共 団体における情報 セキュリティポリ シーに関するガイ ドライン